

議案第 3 2 号

小野市税条例の一部を改正する条例の制定について

小野市税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 3 0 年 5 月 2 9 日提出

小野市長 蓬 萊 務

(提案理由)

地方税法の一部改正による。

小野市税条例の一部を改正する条例

小野市税条例（昭和30年小野市条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第10条の2中第13項を第14項とし、第12項の次に次の1項を加える。

13 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。

附 則

この条例は、生産性向上特別措置法（平成30年法律第 号）の施行の日から施行する。